

■ 院内感染防止対策に関する取組事項

当院では、院内感染を防止する目的として下記の対策を実施しております。

1. 院内感染症対策の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的としています。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

患者と病院職員に安全で快適な医療環境を提供するために、院内感染の防止対策の策定・制圧のための対策に取り組みます。

3. 院内感染症対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

院内「感染防止対策部門」を設け、以下のように対応しています。

①院内感染対策委員会の設置

院内各部署からの構成員で組織する「院内感染対策委員会(ICC)」を設置しております。これは院長及び看護部を始め、各部署の責任者等により構成され、定期的に会議を開催し院内感染予防対策を講じております。

②感染制御チーム(ICT)の設置

院内感染対策委員会の下部組織としてICTを設置しております。このチームは、感染症対策に係る十分な経験を有する専任の医師、感染症対策に係る十分な経験を有し適切な研修を終了した専従の看護師、十分な経験を有する薬剤師、臨床検査技師等で構成されており、定期的に院内ラウンドやミーティングを行うなど、院内感染制御の実働部隊です。

③感染対策室の設置

感染対策を常時管理する部署として感染対策室を設置しております。ここには専任の医師及び専任の看護師が所属しており、日常の院内感染対策に関する実践・相談・指導を行っています。

4. 院内感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本方針

感染防止に関する意識の向上を図るため、感染対策に関する全体研修を年2回行うほか、必要に応じで行います。

5. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、院内における感染症の発生状況を、週1回毎に「感染情報レポート」として院内へ周知し、リアルタイムな情報の共有に努めます。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

(1) 通常時の対応

感染患者が発生した場合は、担当医又は看護師はICTに報告するとともに「感染症発生報告書」を提出します。

(2) 緊急時(重大な院内感染等の発生)の対応

緊急時には、速やかに「感染症発生報告書」を提出すると共に、感染対策委員会を招集し対策を講じます。

7. 患者等による指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示を行い積極的な閲覧の推進に努めます。

8. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を整備して、病院職員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行います。

2024年6月1日



山王バース
センター院長